

令和 6 年度  
事業概要

大阪府障がい者自立相談支援センター

# 目次

## 概況

○沿革	1
○障がい者医療・リハビリテーションセンターについて	2
○所在地	4
○建物	5
○職員構成	6

## 地域支援課

○業務概要	7
I. 障がい者ケアマネジメントの推進	
1. 相談支援従事者研修の実施	8
2. グループホーム世話人等研修の実施	11
3. 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)の実施	11
4. 市町村新任職員向け研修の実施	12
5. 障がい者相談支援アドバイザー派遣事業	13
II. 手帳の発行	
1. 身体障がい者手帳の交付	15
2. 身体障がい者手帳の権限移譲への対応	15
3. 療育手帳の交付	16
III. 連携・調整、広報・普及	
1. 連携・調整	19
2. 広報・普及	21

## 身体障がい者支援課（「身体障害者更生相談所」業務を所管）

○業務概要	22
○相談判定業務日程	24
I. 相談・判定・診査	
1. 相談・判定の状況	25
2. 令和6年度巡回相談実施会場	26
3. 相談・判定の実施状況	27
4. 自立支援医療（更生医療）障がい種別医療内容件数	30
II. 技術的援助・助言、連絡調整	
1. 市町村等への専門的相談・指導の実施状況	32
III. 地域リハビリテーションの推進	
1. 地域リハビリテーション連絡会議	34
2. 支援学校進路指導連絡会	38
3. 身体障がい者補助犬貸与事業	38

IV. 近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会 近畿ブロック身体障がい者更生相談所長・職員合同研修会及び職員研究協議会 .....	39
V. 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業	
1. 大阪府高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会.....	40
2. 高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業.....	40
3. 相談支援状況総数 .....	41
4. 大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業研修会 実施状況.....	42
5. その他 .....	42

**知的障がい者支援課（「知的障がい者更生相談所」業務を所管）**

○業務概要.....	45
○相談・判定業務の流れ.....	47
I. 相談・判定・支援	
1. 相談の状況.....	48
2. 心理判定の状況.....	50
3. ケア会議の状況.....	51
4. いぶきモデル普及事業（令和6年度から） .....	51
5. 支援学校高等部生徒の進路相談状況.....	51
6. 子ども家庭センターとの連絡会議について.....	52
II. 技術的援助・助言、連絡調整	
1. 市町村等への専門的相談・指導の実施状況.....	53
2. 地域における連絡調整会議等への参画状況.....	54
3. 触法行為のある知的障がい者への支援.....	54
4. 虐待・権利擁護関係.....	55
5. 情報提供.....	55
III. 発達障がいを伴う知的障がい者の支援	
1. 専門的相談.....	57
2. 研修会の開催.....	57
3. 講師派遣等.....	57

## 概況

### ○ 沿革

昭和 27 年 3 月 31 日	身体障がい者更生相談所設置（堺市旭ヶ丘中町 4 丁；大阪府全域対象） ・大阪府立義肢製作所（大阪市南区田島町 2 番地）の一面で併せて 相談所業務を実施（仮称：分室）
昭和 31 年 9 月 1 日	地方自治法改正に伴い、身体障がい者更生相談所の大阪市管轄を移管
昭和 35 年 11 月 11 日	知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）設置（堺市旭ヶ丘中町 4 丁「身体障がい者更生相談所」内；大阪府全域対象）
昭和 36 年 1 月 14 日	大阪府立生活指導所で実施してきた身体障がい者更生相談所業務（分室）移転 ・大阪府厚生会館内（大阪市東区森之宮西之町）へ
昭和 37 年 12 月 1 日	知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転 ・大阪府厚生会館内（大阪市東区森之宮西之町）へ
昭和 47 年 1 月 20 日	身体障がい者更生相談所移転 ・大阪府立身体障害者福祉センター更生施設棟竣工に伴い、同棟へ
昭和 49 年 5 月 1 日	知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転 ・大阪府立労働会館内（大阪市東区京橋 3 丁目）へ
昭和 52 年 5 月 20 日	大阪府肢体不自由児協会で実施してきた相談所業務（分室）移転 ・大阪府谷町福祉センター内 大阪府身体障害者団体連合会（大阪 市東区谷町 5 丁目）へ
昭和 53 年 10 月 1 日	知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転 ・長堀安田ビル内（大阪市南区末吉橋通 1 丁目）へ
平成 5 年 1 月 18 日	知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転 ・大阪府社会福祉会館内（大阪市中心区谷町 7 丁目）へ
平成 5 年 4 月 28 日	身体障がい者更生相談所移転 ・大阪府立障がい者交流促進センター内（堺市城山台 5 丁）へ
平成 5 年 10 月 1 日	大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター療育相談課開設により、知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）の大阪市管轄を移管
平成 18 年 4 月 1 日	堺市障がい者更生相談所の開設により、身体障がい者更生相談所および知的障がい者更生相談所の堺市管轄を移管
平成 19 年 4 月 1 日	身体障がい者更生相談所と知的障がい者更生相談所を統合し、組織名称を「大阪府障がい者自立相談支援センター」に変更 障がい者医療・リハビリテーションセンター内（大阪市住吉区大領 3 丁目 2-36）へ移転、3 課の連携により総合的な相談支援を開始 ・地域支援課（地域移行支援、身体障がい者手帳・療育手帳発行等） ・身体障がい者支援課（身体障がい者更生相談所業務） ・知的障がい者支援課（知的障がい者更生相談所業務）
平成 27 年 4 月 1 日	予算執行機関に指定

## ○ 障がい者医療・リハビリテーションセンターについて

### 【 理念 】

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携、つなぎの要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

### 3つの力をあわせて

平成19年4月1日に、大阪急性期・総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。

障がい者医療リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。

#### ◆大阪府障がい者自立相談支援センター

障がい者の自立を支援する新しい相談所を設置し、障がい特性に応じた総合的な支援や地域生活への移行支援等を行います。

#### ◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門

多様な医療ニーズに対応する大阪急性期・総合医療センターを構成する4部門のひとつとして、リハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

#### ◆大阪府立障がい者自立センター

障がい者医療リハ部門において治療を受けた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

治療の当初から地域生活への移行までの一貫したリハビリテーションを実施します。

また、専門医療機関・地域医療機関、市町村（リハビリテーション実施機関・相談機関等）と連携したり、市町村で対応困難な事例への支援、人材育成、巡回リハビリテーションにも取り組みます。

※ なお、障がい者医療・リハビリテーション医療部門は、災害時には「災害拠点病院支援施設」として被災者の受け入れや初期治療にも利用されます。

## 【大阪府障がい者自立相談支援センター】

障がい者支援のため、3つの課が連携し、総合的な相談支援を実施します

### 地域支援課

＜業務内容＞

地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行います。

### 身体障がい者支援課

＜業務内容＞

身体障害者更生相談所業務を行うとともに、巡回相談の場に理学療法士（PT）及び作業療法士（OT）を派遣します。

また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施します。

（身体障害者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法11条による設置〕

- ・専門的相談、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施。

### 知的障がい者支援課

＜業務内容＞

知的障害者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がいを伴う知的障がい者の支援に取り組みます。

（知的障害者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

- ・専門的相談指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整、関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施。

## ○ 所在地

〒558-0001 大阪市住吉区大領3丁目2-36

障がい者医療・リハビリテーションセンター内

電話：地域支援課 06-6692-5261

(手帳専用) 06-6692-5264

身体障がい者支援課 06-6692-5262

知的障がい者支援課 06-6692-5263

FAX：06-6692-3981 ・ 06-6692-5340

Eメール：jiritsusodan-c@sbox.pref.osaka.lg.jp

HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/

○大阪シティバス 「府立総合医療センター」下車 約0.2km

\*天王寺駅前「あべの橋」バス停から、系統63「浅香」行、系統64「おりおの橋」行、  
系統62・67「住吉車庫前」行

○阪堺上町線 「帝塚山四丁目」下車 約0.8km

「帝塚山三丁目」下車 約0.8km

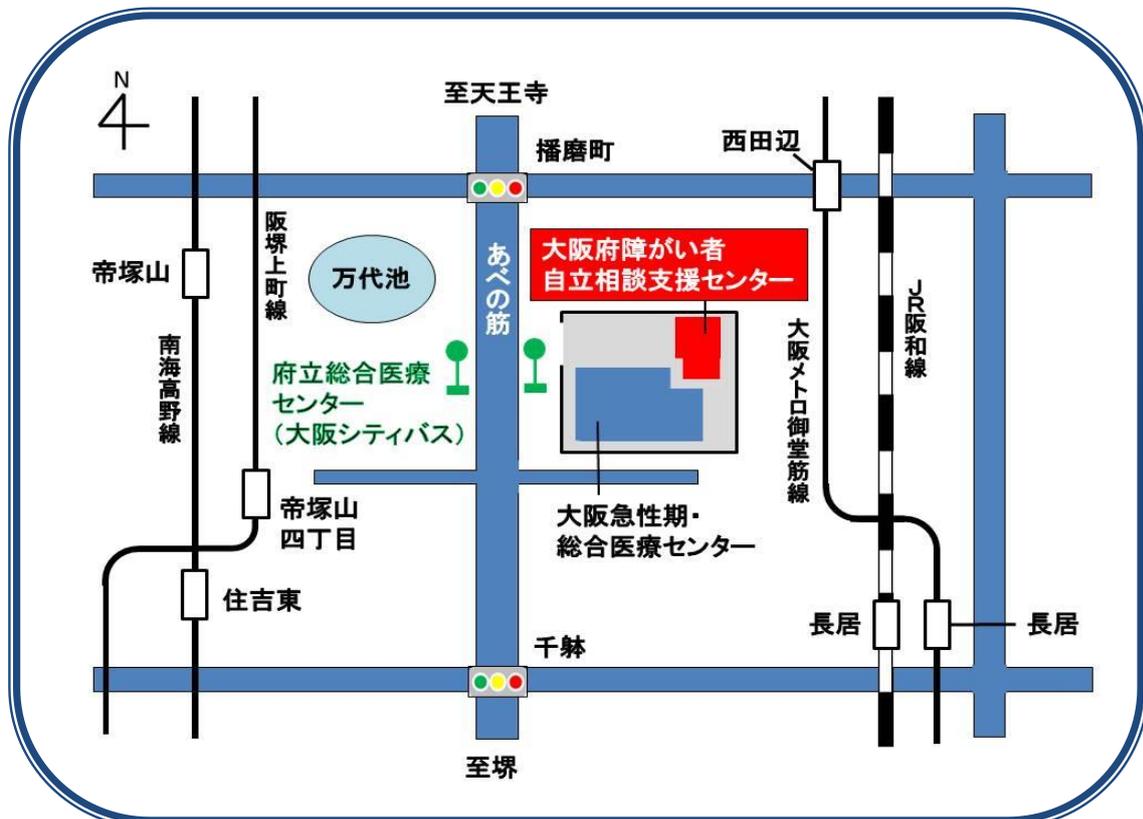
○南海高野線 「帝塚山」下車 約1.1km

「住吉東」下車 約1.0km

○JR 阪和線 「長居」下車 約1.7km

○大阪メトロ御堂筋線 「長居」下車 約2.0km

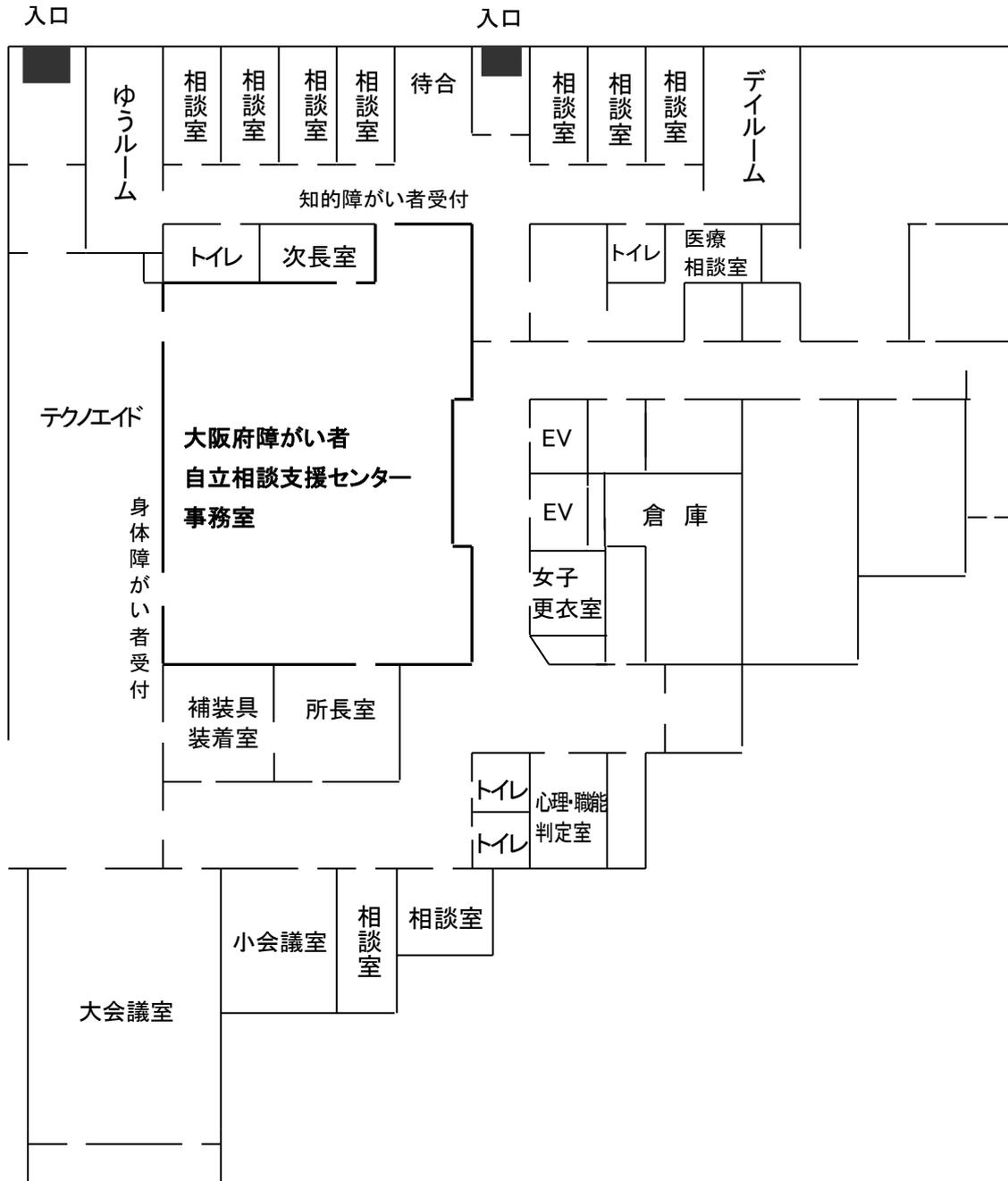
「西田辺」下車 約2.0km



○ 建物

(令和6年4月1日現在)

(障がい者医療・リハビリテーションセンター1階)



## ○ 職員構成

(令和6年4月1日現在)

所長事務代理 次長		
次長 (心理職)		1名
—	地域支援課長 (社会福祉職)	1名
—	— 総括主査 (行政職・社会福祉職)	3名
—	— 行政職	2名
—	— 社会福祉職	1名
—	— 心理職	1名
—	身体障がい者支援課長 (社会福祉職)	1名
—	— 総括主査 (社会福祉職)	2名
—	— 社会福祉職	7名
—	— 心理士	1名
—	— 看護師	1名
—	— 作業療法士	1名
—	— 理学療法士	1名
—	— 介護福祉士	1名
—	知的障がい者支援課長 (社会福祉職)	1名
—	— 総括主査 (社会福祉職・心理職)	2名
—	— 社会福祉職	7名
—	— 心理職	11名
—	— 保育士	1名
	常勤職員	46名

## 地域支援課

### ○ 業務概要

平成 19 年 4 月に設立された当センターは、身体障がい者および知的障がい者更生相談所業務とともに、障がい者の地域生活支援と身体障がい者手帳・療育手帳の発行業務等を所管している。

- 身体障がい者及び知的障がい者の地域生活への移行及び継続の支援の推進
- 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び関係機関の広域連携
- 障がい者ケアマネジメントの推進
- 身体障がい者手帳及び療育手帳の発行業務
- 総合的な相談の受付
- 相談及び調査並びにこれらに基づく必要な指導
- 上記に関するもののほか、センター内各課業務が円滑に行われるよう、庶務の総合調整、職員の人事及び服務、公印及び文書、庁舎等の維持管理等に関する事務

### 1. 障がい者ケアマネジメントの推進

障がい者ケアマネジメントとは、利用者の地域生活支援の為にケアマネジメントの利用者の意向を踏まえ、福祉・医療・保健・教育・就労などの幅広いニーズと様々な資源との間に立って、複数のサービスを適切に結び付け調整を図り、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには、社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

その推進にあたっては、「相談支援従事者専門コース別研修」や「グループホーム世話人等研修」「強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）」「市町村新任職員向け研修」の人材育成事業の実施のほか、「障がい者相談支援アドバイザー派遣事業」の実施等を通じて、府内の相談支援体制の整備を図った。

### 2. 身体障がい者手帳・療育手帳の交付

身体障害者福祉法に基づく身体障がい者手帳の交付に関する事務を行った。

また、『大阪府療育手帳に関する規則』に基づく療育手帳の交付に関する事務を行った。

### 3. 連携・調整、広報・普及

市町村・関係機関等との連携調整はもとより、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」内の連携調整に努めるとともに、研修等の事務局機能を果たした。上記記載の 3 課合同で市町村新任職員向け研修実施についても開催調整を行うとともに、他機関等が実施する研修への協力調整など、センター内各課との連携調整を行った。

また、ホームページの作成・更新にあたり当センター内各課との緊密な連絡調整のもと、効果的な広報・普及活動を行った。

## I. 障がい者ケアマネジメントの推進

### 1. 相談支援従事者研修の実施

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者を対象に、相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき実施。

#### ア. 主任相談支援専門員養成研修

実施日	<p>【オンライン講義】①令和6年10月29日(火) ②令和6年11月6日(水)</p> <p>【対面講義・演習】①令和6年11月12日(火) ②令和6年11月19日(火)</p> <p>③令和6年11月26日(火)</p>
場所	<p>【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義</p> <p>【対面講義・演習】エル・おおさか 南1023</p>
対象者	<p>○障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が本研修の受講開始日前(令和6年10月28日)において3年(36か月)以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。</p> <p>(1) 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。</p> <p>(2) 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。</p> <p>(3) その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、大阪府又は市町村が適当と認める者であること。</p> <p>(4) 主任相談支援専門員養成研修を修了した者。</p>
内容	<p>【オンライン講義】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「研修受講ガイダンス」</li> <li>○【講義】「障がい福祉の動向」</li> <li>○【講義】「主任相談支援専門員の役割と視点」</li> <li>○【講義】「相談支援事業所における運営管理」</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「相談支援事業所運営の工夫」</li> <li>○【講義】「人材育成の意義と必要性」</li> <li>○【講義】「地域援助技術の考え方と展開方法」</li> <li>○【講義】「基幹相談支援センターにおける地域連携」</li> <li>○【講義】「地域共生社会の実現」</li> </ul>

	<p>【対面講義・演習】</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義・演習】「研修・グループワークの運営方法」</li> <li>○【講義・演習】「人材育成の地域での展開」</li> </ul> <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「スーパービジョンの理論と実際」</li> <li>○【演習】「スーパービジョンによる相談支援専門員支援」</li> </ul> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義・演習】「多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法」</li> <li>○【演習】「地域援助の具体的展開」</li> </ul>
修了者	60名

#### イ. 地域移行・地域定着支援コース

実施日	<p>【配信講義】令和6年5月29日（水）</p> <p>【対面講義・演習】令和6年6月18日（火）</p>
場所	<p>【配信講義】 Zoomによるオンライン講義</p> <p>【対面講義・演習】大阪府庁新別館南館 8階 大研修室</p>
対象者	<p>（①から③全てに該当する方）</p> <p>①相談支援専門員である者</p> <p>②大阪府内（政令市・中核市含む）の相談支援事業所もしくは基幹相談支援センターに勤務し、相談支援業務に従事している者</p> <p>③現に精神障がいのある方への相談支援をしている者</p>
内容	<p>【オンライン講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「受講ガイダンス」</li> <li>○【講義1】「精神障がいについての基本的な理解と支援」</li> <li>○【講義2】「長期入院精神障がい者地域移行支援における大阪府の取り組み」</li> <li>○【講義3】「精神科訪問看護における地域連携」</li> <li>○【講義4】「地域移行・地域定着に向けた取り組みについて」</li> </ul> <p>【対面講義・演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「退院促進ピアサポーター事業の取り組みと今後の課題」</li> <li>○【講義】「ピアサポーターの活動について」</li> <li>○【講義】「地域相談支援の制度について」</li> <li>○【演習】「地域移行支援の基本的な進め方について」</li> </ul>
修了者	70名

#### ウ. 指導者養成（ファシリテーション）コース

実施日	<p>【オンライン講義】令和7年2月7日（金）</p> <p>【対面講義・演習】令和7年2月19日（水）</p>
-----	--

場所	【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義 【対面講義・演習】大阪急性期・総合医療センター 3階 講堂
対象者	(1) 現に指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所、市町村障がい者相談支援受託事業所（以下「指定一般相談支援事業所等」といいます）において相談支援専門員（指定重度障がい者等包括支援事業所においては、サービス提供責任者）として従事しており、主任研修または現任研修をすでに修了している者で、所属している事業所から受講推薦を受けている者。 (2) 基幹相談支援センター職員で相談支援専門員としての資格を有する者で、所属事業所から受講推薦を受けている者。
内容	【オンライン講義】 ○【講義①】「大阪府相談支援従事者研修の概要」 ○【講義②】「地域自立支援協議会について」 ○【講義③】「相談支援現場におけるファシリテーションの実際」 ○【講義④】「ファシリテーターに求められること及び心構えについて」  【対面講義・演習】 ○【講義】「ホワイトボード・ミーティング®の進め方」 ○【講義・演習】「グループワークにおけるファシリテーション」 ○【講義・演習】「大阪府相談支援従事者研修 模擬演習」
修了者	41名

## エ. 介護支援専門員との連携コース

実施日	【オンライン講義】令和7年3月3日（月） 【対面演習】令和7年3月13日（木）
場所	【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義 【対面演習】エル・おおさか 南館 南ホール
対象者	現に大阪府内の基幹相談支援センター、市町村障がい者相談支援受託事業所 指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所、市町村障がい者相談支援受託事業所（以下「指定一般相談支援事業所等」という）において相談支援専門員として従事している者。
内容	【オンライン講義】 ○【講義】「制度と対象像の理解」 ○【講義】「相談支援専門員・介護支援専門員の価値と倫理」 ○【講義】「多職種連携の理解」  【対面演習】 ○【演習】「高齢障がい者のケアマネジメントと相談支援の連携」
修了者	51名

## 2. グループホーム世話人等研修の実施

グループホームにおいて、障がいのある人の日常生活の支援を行う世話人等が支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、研修を実施する。

実施日	【配信講義】令和6年12月2日（月）～12月20日（金） 【対面講義・演習】令和6年12月17日（火）
場所	【配信講義】オンデマンド配信（YouTube） 【対面講義・演習】大阪府庁 新別館南館8階 大研修室
対象者	府内（政令市を除く）のグループホームに世話人等として従事する者であって、経験年数が概ね2年未満の職員で、所属法人から受講推薦があった者。
内容	<p>【配信講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「身体障がいと高次脳機能障がいについて」</li> <li>○【講義】「精神障がいについて」</li> <li>○【講義】「知的障がいと発達障がいについて」</li> <li>○【講義】「障がい者差別の解消について～支援者に求められる役割～」</li> </ul> <p>【対面講義・演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義】「支援者のストレスケアについて」</li> <li>○【講義】「利用者の安心な生活を支えるために～虐待防止を中心に～」</li> <li>○【講義】「地域生活を支えるグループホームの役割について」</li> <li>○【講義・演習】「虐待防止と権利擁護～より良い支援を目指して～」</li> </ul>
受講者	50名

## 3. 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）の実施

強度行動障がいの状態を示す者の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、行動障がい児者に対する適切な支援を実施できる従事者の養成

実施日	<p>【配信講義】A～D日程：令和6年8月23日（金）～9月24日（火） E～H日程：令和6年9月13日（金）～10月17日（木）</p> <p>【対面演習】（A日程）令和6年9月2日（月）、（B日程）9月9日（月）、 （C日程）9月17日（火）、（D日程）9月25日（水）、 （E日程）10月1日（火）、（F日程）10月7日（月） （G日程）10月17日（木）、（H日程）10月18日（金）</p> <p style="text-align: right;">※上記日程のうちいずれか1日</p>
場所	<p>【配信講義】オンデマンド配信（YouTube）</p> <p>【対面演習】A～D日程：たかつガーデン 8階 たかつの間 E日程：大阪府庁新別館 南館8階 大研修室 F～H日程：コミュニティプラザ平野（平野区民センター）1階 ホール</p>

対象者	原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者もしくは障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は、障がい者福祉サービス事業所等と連携し、強度行動障がいのある児童生徒の支援に当たる支援学校の教員等。
内容	<p>【配信講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【講義1】「強度行動障がいと制度」</li> <li>○【講義2】「強度行動障がいへの理解」</li> <li>○【講義3】「行動障がいのある方の生活と家族の思い」</li> <li>○【講義4】「実践報告」</li> <li>○【講義5】「権利擁護と虐待防止について」</li> </ul> <p>【対面演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○【演習】 「困っていることの体験」</li> <li>○【演習】 「行動から障がい特性を読み取る」</li> <li>○【演習】 「特性の把握と適切な対応」</li> <li>○【講義・演習】 「チームプレイの基本」</li> </ul>
修了者	807名

#### 4. 市町村新任職員向け研修の実施

市町村新任職員を対象に基本的な知識及び技術的支援・助言を行うことにより、地域の障がい福祉が活性化されることを目的に実施。

##### ア. 市町村新任職員向け全体説明（研修）会

実施日	令和6年4月24日（水）
場 所	Zoomによるオンライン講義
対象者	市町村障がい者福祉担当新任職員
内 容	<p>【オンライン講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府障がい者自立相談支援センターの概要</li> <li>○大阪府立障がい者自立センターの概要</li> <li>○大阪府立砂川厚生福祉センターの概要</li> <li>○障害者総合支援法の概要、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の概要</li> </ul>

##### イ. 相談支援担当職員研修

実施日	【対面講義・演習】 令和6年5月17日（金）
場 所	【対面講義・演習】 大阪急性期・総合医療センター 3階 講堂

対象者	市町村障がい者福祉担当（相談支援担当）新任職員
内容	○【講義】「本人の想いに寄り添う支援「サービス等利用計画」について」 ○【講義】「地域自立支援協議会」について ○【演習】「地域における相談支援専門員の実際 ～行政職員に理解してほしいポイント～」
出席者	28名

## 5. 障がい者相談支援アドバイザー派遣事業

### (1) 事業目的

大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業は、障がい者及び障がい児の相談支援に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

### (2) 業務内容

本事業のアドバイザーは、関係機関と協力し、上記事業目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) アドバイザー派遣を決定した派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等を行うこと
  - ア 協議会の運営支援に関すること
  - イ 相談支援従事者のスキルアップに関すること
  - ウ その他、必要な事項に関すること
- (2) 相談支援従事者の人材育成に関する企画に参画すること
- (3) 大阪府障がい者自立支援協議会に参画すること
- (4) その他、大阪府障がい者自立相談支援センター所長が必要と認めた業務

### (3) 障がい者相談支援アドバイザー派遣等実績 合計：延べ101人

- 内訳：・市町村への派遣 延べ15人
- ・大阪府障がい者自立支援協議会への参画  
(府協議会との連動による市町村派遣等) 延べ41人
  - ・報告連絡調整会議 延べ32人
  - ・その他(研修検討会議・主任連絡会等) 延べ13人

### (4) 障がい者相談支援アドバイザー派遣事業の流れ

アドバイザー派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主幹課長あて提出する。市

町村障がい福祉主幹課長は申込書に意見を付し、センター所長に提出する。センター所長は、派遣事業に合致するかをアドバイザーの意見を参考に判断し、アドバイザーの派遣を行う。

#### (5) 大阪府障がい者自立支援協議会との連携

平成29年度より、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みと連携し、地域自立支援協議会の活性化を目的とした派遣を実施している。令和6年度は、池田市、羽曳野市、泉大津市・忠岡町、交野市へ派遣した。

#### (6) 障がい者相談支援アドバイザー名簿

(五十音順、敬称略)

(令和7年3月末現在)

氏名	所属事業所	所在地
石井 寛人	特定非営利活動法人 高槻子育て支援ネットワークティピー	高槻市
姜 博久	特定非営利活動法人 障害者自立生活センター・スクラム 大正区障がい者基幹相談支援センター	大阪市
高田 雅章	社会福祉法人 つばき会 地域生活支援センター あん	門真市
武井 大和	一般社団法人 Polaris 相談支援センターFilo	堺市
辻 博文	医療法人 清風会 茨木病院	茨木市
羽室 剛	社会福祉法人 ふれあい共生会 在宅サービスステーション もくれん	大阪市
藤原 昌子	社会福祉法人 コスモス 総合生活支援センター そら	堺市
宮崎 充弘	特定非営利活動法人 サポートグループほわほわの会 かざみどり相談室	和泉市
八尾 有里子	一般社団法人 えいとす 委託相談支援センター ルーチェ	東大阪市

## II. 手帳の発行

### 1. 身体障がい者手帳の交付

身体障害者福祉法に基づく各種の福祉サービスの対象となる身体障がい者について、その種別や障がい程度の認定内容を証するものとして、身体障がい者手帳を交付した。

令和6年度新規手帳交付数 6,802件  
(令和7年3月末現在手帳所持者数 104,376人)

### 2. 身体障がい者手帳の権限移譲への対応

#### (1) 権限移譲の状況

身体障がい者手帳の権限移譲が円滑に進むよう、他府県の調査や庁内関係課との協議等を進めながら、府内市町村との調整等を行った。

移譲時期	市町村名	市町村数
平成23年4月	寝屋川市(平成31年4月中核市移行)	0(1)
平成23年7月	柏原市	1
平成23年10月	池田市、泉大津市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町	7
平成24年1月	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	6
平成24年4月	豊中市(中核市)、八尾市(平成30年4月中核市移行)、和泉市、	1(3)
平成24年10月	岸和田市、吹田市(令和2年4月中核市移行)、枚方市(平成26年4月中核市移行)、松原市、交野市	3(5)
平成25年1月	貝塚市	1
平成26年10月	大東市	1
平成28年1月	高石市	1
平成28年4月	門真市	1
平成29年1月	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町(泉州南広域)	6
令和2年度末 合計		28
移譲なし	守口市、羽曳野市、藤井寺市、四條畷市、島本町、忠岡町	6
中核市	高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市	7
合計		41

## (2) 権限移譲市町村との連携

権限移譲市町村が参加する連絡会議を年2回実施し、移譲市町村の適切な審査、手帳交付を促進し、情報の共有を図っているが、新型コロナウイルス感染症の影響で年1回の開催となった。

平成23年度からの手帳交付事務の権限移譲する市町村の増加や中核市移行自治体が複数あり、認定基準の解釈や運用等をそれぞれ行ってきた等、連絡会議開催当初とは置かれている状況が変わってきている。輪番で行ってきた連絡会議が一巡し府が幹事自治体となった令和3年度に、運営方針について検討し、後述のとおり一部変更した。

今後は会議名称を「身体障がい者手帳交付事務に係る市町村連絡会議」と改称し、従来の府と権限移譲市との連携に加え、府、中核市、権限移譲市の三者で緊密に連携を図っていく。名称変更した「身体障がい者手帳交付事務に係る市町村連絡会議」第1回を令和5年2月3日に開催した。令和6年度は下記のとおり開催している。

【連絡会議】 第4回令和7年2月7日  
大阪府立障がい者自立センター大会議室にて実施

## (3) 移譲予定市町村への研修の実施等

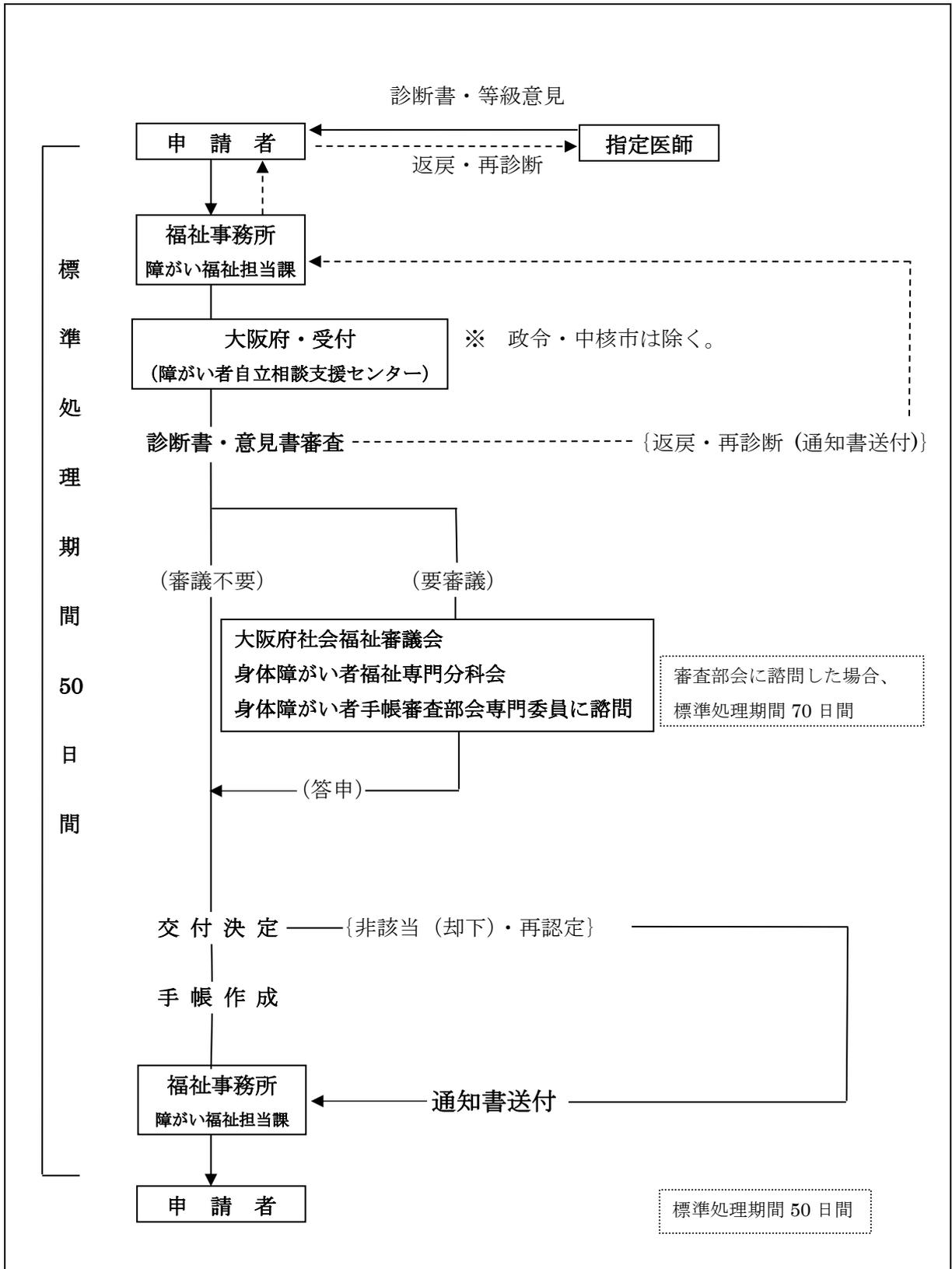
近年、住民に身近な市町村において身体障がい者手帳が適切かつ円滑に交付されるよう、審査・交付事務に係るテキストの作成及び市町村からの研修生の受け入れ等を行ってきたが、令和6年度は移譲を予定している市町村がなかったため実施していない。

## 3. 療育手帳の交付

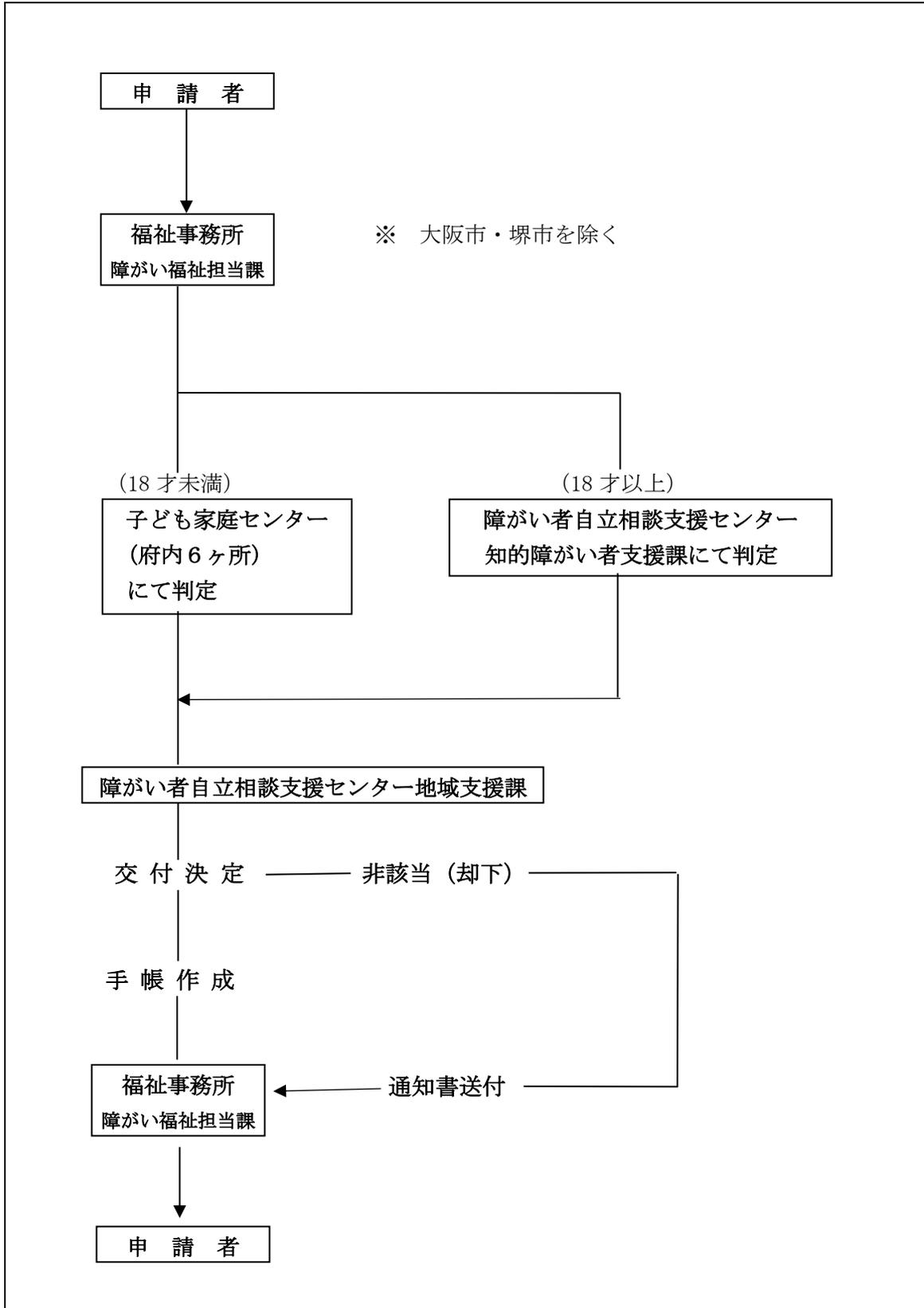
『大阪府療育手帳に関する規則』に基づき療育手帳を交付した。

・令和6年度新規手帳交付数 2,765 件  
(令和7年3月末現在手帳所持者数 61,024 人) (政令市分は含まず)

【身体障がい者手帳の申請から交付まで】



【療育手帳の申請から交付まで】



### Ⅲ. 連携・調整、広報・普及

#### 1. 連携・調整

##### (1) 市町村障がい福祉担当新任職員研修の連携調整

3課合同で実施する市町村新任職員向け研修の開催調整を行い実施した。

##### ア. 全体研修（詳細は12項を参照）

配信日時 令和6年4月24日（水） 午前10時20分～午後3時15分

Zoomによるオンライン形式

内 容 大阪府障がい者自立相談支援センターの概要、大阪府立障がい者自立センターの概要、大阪府立砂川厚生福祉センターの概要、障害者総合支援法の概要、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の概要

##### イ. 知的障がい者福祉担当職員研修（詳細は52項を参照）

実施日時 令和6年6月4日（火） 午前10時～午後4時30分

場 所 大阪急性期・総合医療センター 講堂他

内 容 知的障がい者支援課の業務、心理判定等について、地区別交流会  
ロールプレイ演習

##### ウ. 身体障がい者福祉担当職員研修（身体障がい者手帳担当向け研修）

日 時 令和6年5月31日（金）～6月7日（金） YouTubeでの動画配信

内 容 身体障がい者手帳に係る事務取扱い等について

##### エ. 身体障がい者福祉担当職員研修

###### (1) 高次脳機能障がい担当職員研修（Web開催）

日 時 令和6年7月18日（木）～8月8日（木）

内 容 ①高次脳機能障がいの症状と対応  
②失語症者への支援について  
③当事者の体験談と事業所の取り組み  
④大阪府における取り組み等

###### (2) 補装具担当職員研修

① 補装具担当職員研修1回目（オンデマンド研修）

② 府内市町村へのQA作成配布

日 時 ① 令和6年4月1日（月）から通年で配信

② 令和7年1月市町村へ回答一覧送付

内 容 ① 補装具と補装具費支給について 他

② 府内各市町村からの質問及び回答まとめ、大阪府の考え方の送付

###### (3) 自立支援医療（更生医療）担当職員研修

1回目

日 時 令和6年5月7日（火）から通年で配信（オンデマンド研修）

内 容 自立支援医療（更生医療）認定について

自立支援医療（更生医療）対象医療

資料 1 「大阪府における自立支援医療(更生医療)の【適用例と不適用例】よくある問い合わせ」送付

資料 2 「免疫機能障がい者のプライバシー保護について」送付

2回目

日 時 令和6年11月22日（金）13時30分～16時30分

場 所 大阪府立障がい者自立センター 大会議室

内 容 ①各市町村に対しての質問及び回答（更生医療）  
②大阪府へのQA及び「市町村に対しての質問についての大阪府の考え方」（更生医療）

①②についてグループ別情報交換

#### オ. 相談支援担当職員研修（詳細は12頁を参照）

日 時 令和6年5月17日（金）午後1時～5時30分

場 所 大阪急性期・総合医療センター 3階 講堂

内 容

【講義】本人の思いに寄り添う支援

「障がい者ケアマネジメントとサービス等利用計画の関係性について」

【講義】地域自立支援協議会について

【講義】地域における相談支援専門員の実践について

～行政職員に理解してほしいポイント～

#### （2）各種研修開催への協力

大阪府が実施する標記研修に関して、研修会の企画立案や準備に協力し、研修会当日は当センター職員が講師やファシリテーターを務めた。

#### ア. 障がい者虐待防止・権利擁護研修（実施主管課：障がい福祉企画課）

【市町村・虐待防止センター担当職員基礎研修（養護者）】

初任者から管理職まですべての職員が対象。講義については動画配信。演習は集合形式で実施。

○演習：A日程 令和6年5月24日（金）

B日程 令和6年5月31日（金）

C日程 令和6年7月10日（水）

○内容：市町村の障がい者虐待対応職員等（新任者）を対象とし、養護者による障がい者虐待の対応を学ぶグループワーク等

#### イ. 障がい支援区分認定調査員研修（実施主管課：障がい福祉企画課）

研修①：令和6年5月20日（月）～6月6日（木）オンライン

研修②：令和6年12月2日（月）～12月23日（月）オンライン

内容：障がい支援区分の概要、認定調査員マニュアルの理解、障がい特性等、その他

### (3) その他

- 大阪府障がい者自立支援協議会、並びに各部会への参画
  - ・大阪府障がい者自立支援協議会（地域支援課）
  - ・ケアマネジメント推進部会（地域支援課）
  - ・高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会（身体障がい者支援課）
  - ・発達障がい児者支援体制整備検討部会（知的障がい者支援課）
- 障がい者制度ワーキングへのオブザーバー参加

## 2. 広報・普及

障がい者等、その家族、支援者への的確かつ効果的な情報提供を図るため、ホームページを作成・更新した。

## 身体障がい者支援課

### ○ 業務概要

身体障がい者支援課（大阪府身体障がい者更生相談所）（以下、「身更相」という）は、身体障害者福祉法第 11 条に基づき設置された行政機関であり、大阪市および堺市を除く府内全域を所管しており、同法 11 条の業務を行う。

- 市町村における身体障がい者の更生援護の実施にあたり、専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導業務
- 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定業務
- 市町村の依頼により補装具費の支給判定および適合判定及び自立支援医療（更生医療）給付の要否判定業務
- 上記に関することと、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助業務

### 身更相の主な役割

#### 1. 専門的相談・指導

- ① 市町村への専門的技術的援助・相談
- ② 市町村職員の研修
- ③ 専門情報の収集・提供

#### 2. 判定

- ① 市町村から依頼を受けた医学的・心理学的及び職能的判定
- ② 補装具費支給の要否及び適合判定、見積書審査
- ③ 自立支援医療（更生医療）の要否判定

#### 3. 巡回相談

#### 4. 在宅重度身体障がい者訪問審査

#### 5. 市町村相互間の連絡調整等

情報収集と関係機関への情報提供等

## 6. 研修

- ① 市町村障がい者福祉担当者（新任）研修
- ② 市町村身体障がい者福祉「補装具」新任担当者研修
- ③ 市町村身体障がい者福祉「更生医療」担当者研修
- ④ 市町村身体障がい者福祉「高次脳機能障がい」担当者研修
- ⑤ 身体障がい者相談員研修
- ⑥ 地域リハビリテーション関係職員研修
- ⑦ その他

## 7. 地域リハビリテーションの推進に関する業務

- ① 地域リハビリテーション連絡会議の設置運営
- ② 地域リハビリテーション関係職員への研修の企画、実施
- ③ 障がい者の更生援護に係る支援技術等の調査研究
- ④ その他、障がい者に適切なリハビリテーションサービスを提供するための総合的・専門的指導・助言

## 8. 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

※高次脳機能障がい支援普及事業は平成 18 年から開始、平成 25 年 4 月から現在の名称に変更された。

障害者総合支援法の地域生活支援事業（都道府県実施分）に位置づけられる事業である。主な事業内容は以下のとおりである。

- ① 支援拠点機関を指定。（障がい者医療・リハビリテーションセンターを指定）
- ② 障がい者自立センター 1 名、障がい者自立相談支援センター 2 名、急性期・総合医療センター 1 名 計 4 名の支援コーディネーターを配置。
- ③ 高次脳機能障がいの正しい理解を促進。（研修、パンフレット配布等による広報等）
- ④ 高次脳機能障がい地域支援者養成研修等の実施。

## ○ 相談判定業務日程

令和6年度相談判定業務日程

### ◎ 補装具費支給判定（全て予約制）

場 所	曜日及び受付時間
大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課	毎週火曜日 午後2:00～3:30
各巡回相談会場	※午後2:00～3:30
東大阪・八尾・松原会場	※午後1:30～3:00

※各巡回相談会場での受付月・日は各会場により異なります。実施会場と実施月・日につきましては、「身体障がい者支援課 I. 相談・判定・診査 2. 令和6年度巡回相談実施会場」をご参照ください。

### ◎ 補装具適合判定（全て予約制）

適合判定の必要な補装具（車いす・装具・姿勢保持装置・特例補装具）

場 所	曜日及び受付時間
大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課	毎週火曜日 午後2:00～3:30
各巡回相談会場	※午後2:00～3:30
東大阪・八尾・松原会場	※午後1:30～3:00

※各巡回相談会場での受付月・日は各会場により異なります。実施会場と実施月・日につきましては、「身体障がい者支援課 I. 相談・判定・診査 2. 令和6年度巡回相談実施会場」をご参照ください。

### ◎ 在宅重度身体障がい者訪問診査（全て予約制）

援護の実施機関と協議のうえ、随時実施している。

## I. 相談・判定・診査

### 1. 相談・判定の状況

#### (1) 相談内容と相談場所の状況

区 分		来 所 (文書・来所)	巡 回	合 計
相談内容	更生医療	3,214	0	3,214
	補装具	6,311	280	6,591
	職 業	0	0	0
	施 設	0	0	0
	生 活	0	0	0
	そ の 他	1,696	0	1,696
合 計		11,221	280	11,501

\* 「巡回」は在宅重度障がい者訪問診査を含む。

\* 「その他」は高次脳機能障がい及び補装具、更生医療等、電話による相談・問い合わせ、特別障がい者手当等を含む。

#### (2) 判定内容と判定場所の状況

区 分		来 所 (文書・来所)	巡 回	合 計
判定内容	手帳診断	0	0	0
	更生医療	3,206	0	3,206
	補装具費支給	4,926	216	5,142
	補装具適合	1,393	64	1,457
	見積り審査	1,149	0	1,149
	心 理	0	0	0
	職 能	0	0	0
	そ の 他	0	0	0
合 計		10,674	280	10,954

\* 「巡回」は在宅重度障がい者訪問診査を含む。

\* 「その他」は特別障がい者手当等。

## 2. 令和6年度巡回相談実施会場

曜日	第 ～ 曜日	実施月	実施場所	最寄り駅
月曜日	2	毎月	豊中市立障害福祉センター（ひまわり） 2階 TEL 06-6866-1011	阪急宝塚線 庄内駅（徒歩15分） 同 服部天神駅（徒歩15分）
	3	毎月	くすのきプラザ（若江岩田駅前市民プラザ）5階 会議室A・B TEL 072-967-6575	近鉄奈良線 若江岩田駅北側すぐ
	4	奇数月	池田市立池田中央公民館 3階大ホール （9月：2階会議室A・B）TEL 072-754-6299	阪急宝塚線 池田駅（徒歩5分）
火曜日	1	奇数月	八尾市立障害者総合福祉センター 2階 TEL 072-993-0294	JR関西本線 八尾駅（徒歩15分） （大和路線）
	2	奇数月	Opsol（おぶそる）福祉総合センター 岸和田市立福祉総合センター 3階 （5月・7月：2階 研修室1） （1月：2階 活動室） TEL 072-438-2321	南海本線 岸和田駅（徒歩5分）
	2	偶数月	【泉南会場】たじりふれ愛センター （田尻町総合保健福祉センター） 1階 TEL 072-466-8813	南海本線 吉見ノ里駅（徒歩10分）
	3	偶数月	富田林市立総合福祉会館 2階 TEL 0721-25-8261	近鉄長野線 川西駅（徒歩5分）
	4	3か月毎	松原市総合福祉会館 3階 TEL 072-336-0805	近鉄南大阪線 河内松原駅（徒歩10分）
水曜日	1	偶数月	茨木市立障害福祉センター ハートフル 3階 交流室 創作活動室 TEL 072-620-9818	JR京都線 茨木駅（徒歩15分） 阪急京都線 茨木市駅（徒歩10分）
	2	奇数月	守口市役所 地下1階 中部エリアコミュニティセンター会議室2 TEL 06-6992-1221	京阪本線 守口市駅（徒歩5分） 大阪メトロ谷町線 守口駅（徒歩5分）
	3	偶数月	枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）3階 TEL 072-845-1602	京阪本線 枚方市駅（徒歩3分）
木曜日	2	偶数月	大東市立保健医療福祉センター 2階 TEL 072-874-9500	JR片町線 住道駅（徒歩10分） （学研都市線）
	4	奇数月	吹田市立総合福祉会館 2階 TEL 06-6339-1201	阪急千里線 豊津駅（徒歩8分） 同 吹田駅（徒歩10分）
金曜日	3	3か月毎	高槻市立障がい者福祉センター 4階 TEL 072-672-0267	阪急京都線 高槻市駅（徒歩15分）

### 3. 相談・判定の実施状況

#### (1) 市町村別判定件数

	補装具			自立支援医療
	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	更生医療
豊中市	132	0	111	174
池田市	23	0	24	45
箕面市	66	0	22	35
豊能町	7	0	7	19
能勢町	3	0	2	3
高槻市	137	0	116	250
吹田市	107	0	120	158
茨木市	106	0	109	133
摂津市	40	0	40	41
島本町	8	0	12	21
枚方市	118	0	131	558
寝屋川市	75	0	117	283
守口市	54	0	54	113
門真市	42	0	82	126
大東市	45	0	91	62
四條畷市	14	0	26	39
交野市	23	0	34	122
東大阪市	187	0	231	158
柏原市	14	0	53	27
八尾市	79	0	135	84
富田林市	33	0	61	101
河内長野市	19	0	60	76
松原市	39	0	33	74
藤井寺市	26	0	19	41
羽曳野市	25	0	40	80
大阪狭山市	17	0	34	15
太子町	4	0	3	11
河南町	5	0	7	19
千早赤阪村	3	0	3	10
泉大津市	19	0	32	14
和泉市	78	0	50	67
高石市	15	0	18	19
岸和田市	64	0	74	42
貝塚市	14	0	28	28
泉佐野市	37	0	51	43
泉南市	8	0	34	24

阪南市	17	0	38	44
忠岡町	6	0	8	6
熊取町	9	0	18	15
田尻町	5	0	7	3
岬町	4	0	7	23
堺市	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0
戦傷病者特別 援助法による	0	0	0	0
他府県	0	0	0	0
合計	1,727	0	2,144	3,206

**(2) 肢体不自由補装具費の支給判定状況**

補装具名称		具数	補装具名称	具数
義肢	義手	25	姿勢保持装置	96
	義足	124	車椅子	302
	(計)	149	電動車椅子	151
装具		915	その他(クッション、歩行器、 重度障害者用意思伝達装置等)	103
			合計	1,716

(注1) その他(クッション)はクッションのみ支給した件数である。

(注2) 判定の結果(不相当)と判定された件数は上記件数に含まない。

不相当とされたもの . . . . . 11 件

補装具名称	具数	補装具名称	具数	
車椅子	2	足底装具	3	
電動車椅子	3	義足	1	
膝装具	1	姿勢保持装置	1	
			合計	11

☆参考 過去5年間における「車椅子・電動車椅子」支給判定件数の推移

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
車椅子	293	277	286	300	302
電動車椅子	125	141	165	153	151
合計	418	418	451	453	453

(3) 聴覚障がい補装具（補聴器）の種目・品目別判定件数

補装具名称	判定件数
高度難聴用	1,609
重度難聴用	474
耳あな型オーダーメイド	45
耳あな型レディメイド	3
骨導式眼鏡型	1
骨導式ポケット型	5
受信機・ワイヤレスマイク	3
不適	4
総判定件数	2,144

(4) 視覚障がい補装具判定件数

補装具名称	判定件数
視覚障がい補装具	0

#### 4. 自立支援医療（更生医療）障がい種別医療内容件数

障がい種別	医療内容	件数
視覚障がい ＜小計 1 件＞	硝子体手術	1
聴覚機能障がい ＜小計 13 件＞	人工内耳埋込術等	13
咀嚼・言語機能障がい ＜小計 24 件＞	歯科矯正治療等	19
	その他（口蓋裂形成術、口唇、鼻形成術）	5
肢体不自由 ＜小計 1,905 件＞	股関節置換術	739
	膝関節置換術	939
	他関節置換術	12
	（治療内容・医療機関）変更・継続	179
	その他（股関節観血的整復術、距骨下関節固定術、短縮骨切り術、人工関節抜去術、短縮骨切り術）等	36
心臓機能障がい 適用 198 件 不適用 2 件 ＜小計 200 件＞	大動脈冠動脈バイパス形成術	12
	ペースメーカー埋込術	52
	ペースメーカー電池等交換術	3
	大動脈弁置換術・形成術	37
	僧帽弁置換術・形成術	29
	三尖弁形成術	2
	埋込型除細動器埋込術	10
	経カテーテル的大動脈弁置換術	38
	その他（メイズ手術、左心室形成術、経カテーテル心房中隔欠損閉鎖術、上行大動脈瘤切除術、弓部大動脈置換術大動脈基部置換術、左心室形成術、心臓腫瘍摘出術、オープンステント留置術）等	16
免疫機能障がい ＜小計 67 件＞	免疫調整療法	65
	訪問看護	2
腎臓機能障がい	血液透析導入及びシャント造設術等	504
	血液透析	301

適用 977 件 不適用 4 件 ＜小計 981 件＞	腹膜透析導入及び腹膜透析カテーテル留置術等	38
	腹膜透析	22
	腎移植術・免疫抑制療法	50
	訪問看護	25
	免疫抑制療法	11
	シャント	9
	その他(長期留置カテーテル挿入術、経皮的シャント拡張術、血栓除去術、経皮的血管拡張術、動脈形成術及び吻合術、バイパス移植術)等	19
肝臓機能障がい ＜小計 19 件＞	肝移植術及び免疫抑制療法	2
	免疫抑制療法	17
小腸機能障がい ＜小計 0 件＞	中心静脈注射用植込み型カテーテル留置術	0
合計 総判定件数		3,206 件

## II. 技術的援助・助言、連絡調整

### 1. 市町村等への専門的相談・指導の実施状況

#### (1) 市町村障がい者福祉業務担当職員研修

市町村への技術的支援・助言活動の一環として、当センター職員等による市町村の障がい者福祉担当職員の研修を実施した。

#### ア. 自立支援医療（更生医療）を担当する職員の研修

##### ① 自立支援医療（更生医療）担当職員研修 1回目（オンデマンド研修）

令和6年5月7日（火）から通年で配信

内 容	1 自立支援医療（更生医療）の認定について 2 自立支援医療（更生医療）の対象医療
申込者	全市町村

##### ② 自立支援医療（更生医療）担当職員研修 2回目

令和6年11月22日（金）13時30分～16時30分

大阪府立障がい者自立センター 大会議室

内 容	1 各市町村に対しての質問及び回答 2 各市町村に対しての質問についての大阪府の考え方 3 大阪府へのQA 1、2についてはグループ別情報交換
申込者	28市町村 31名

#### イ. 身体障がい者の補装具費支給を担当する職員の研修

##### ① 補装具担当職員研修 1回目（オンデマンド研修）

令和6年4月1日（月）～通年で配信

##### ② 府内市町村へのQA作成配布

令和7年1月

内 容	① 補装具と補装具費支給について 他 ② 府内各市町村からの質問及び回答まとめ、大阪府の考え方
申込者	全市町村

## (2) 大阪府身体障がい者相談員研修

対象相談員・・・府内（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市  
豊能町、箕面市、能勢町、吹田市、八尾市、寝屋川市  
千早赤阪村、田尻町、高石市、泉佐野市を除く 83 名）

地区名	豊能・三島 / 北河内 / 中・南河内	泉州・泉南
日 時	令和6年11月29日（金） 13:40～15:40	令和6年11月15日（金） 14:00～16:00
場 所	大阪府教育会館たかつガーデン	岸和田市立福祉総合センター
参加者	25名	13名
内 容	講演「誰もが住みやすい社会をつくるために」	

## (3) 障がい者福祉担当者への援助及び助言指導

補装具費支給及び更生医療の判定等について、市町村福祉担当者への専門的・技術的な援助・支援活動を積極的に行うよう努めた。

## (4) ブロックにおける身体障がい者福祉研究・研修活動の状況

市町村の身体障がい者福祉担当者の資質向上を目指して、必要な情報交換やケーススタディ、調査研究などを行うため研究・研修会が開催されており、加盟機関として参加し、意見交換等を行った。

### 北摂地区身体障がい者福祉担当者連絡協議会

(加盟機関) 豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町  
豊能町、能勢町 障がい者自立相談支援センター

開催日時： ①令和6年7月5日（金）午後3時～5時 出席者26名  
②令和7年2月28日（金）午後3時～5時 出席者23名

### Ⅲ. 地域リハビリテーションの推進

#### 1. 地域リハビリテーション連絡会議

##### ① 地域リハビリテーション連絡会議の変遷

「平成5年3月31日社援更第107号通知－身体障害者更生相談所の設置及び運営について－」に基づき、「大阪身体障害者地域リハビリテーション協議会運営要綱」を定めて運営をはじめたが、障害福祉制度の改正に伴い、新たに策定された「平成15年3月25日障発第0325001号－身体障害者更生相談所の設置及び運営について－」に基づき、大阪府内における身体障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修をおこない、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進することを目的として運営してきた。（協議会 運営要綱 第3条）

##### ② 沿革

昭和57年9月	肢体不自由者関係機関連絡協議会
昭和60年4月	身体障がい者更生援護施設連絡協議会 設置
平成元年4月	養護教育諸学校進路指導担当者連絡協議会 設置
平成2年11月	身体障がい者地域利用施設連絡協議会 設置
平成6年4月	肢体不自由者関係連絡協議会 再編
平成6年4月	大阪身体障がい者地域リハビリテーション協議会 再編

大阪身体障がい者地域リハビリテーション協議会		
身体障がい者 支援施設部会	身体障がい者 地域利用施設部会	障がい者生活 支援センター部会 (平成15年4月設置)
ブロック別連絡会		
支援学校進路指導担当者連絡会議		
補装具費支給適正化連絡会		

### ③ 地域リハビリテーション連絡会議の現在の形

平成 24 年度懇話会等の見直しにより「大阪身体障がい者地域リハビリテーション協議会」は平成 24 年 12 月をもって廃止となり、平成 25 年 1 月より「大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議」として地域リハの研修会、実践報告、事例検討等を行っていくこととなった。

#### ③-1. 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議について

(名称)

この会議は、大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議（以下本会議）という。

(目的)

本会議は、「身体障害者更生相談所設置基準」第二の 6 に基づき、大阪府内における障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換や共有をおこない、障がい者支援方策を充実させると共に、相互の連携の強化を図ることにより、大阪府における地域リハビリテーションを推進することを目的として開催する。

(活動)

本会議では地域リハビリテーション連絡会議の推進を目的とした、研修会・実践報告・事例検討などを行う。

本会議を円滑に行うために準備会議を開催する。

連絡会議にむけての企画・立案を行うために、関係機関の実務者等で準備会議を行う。

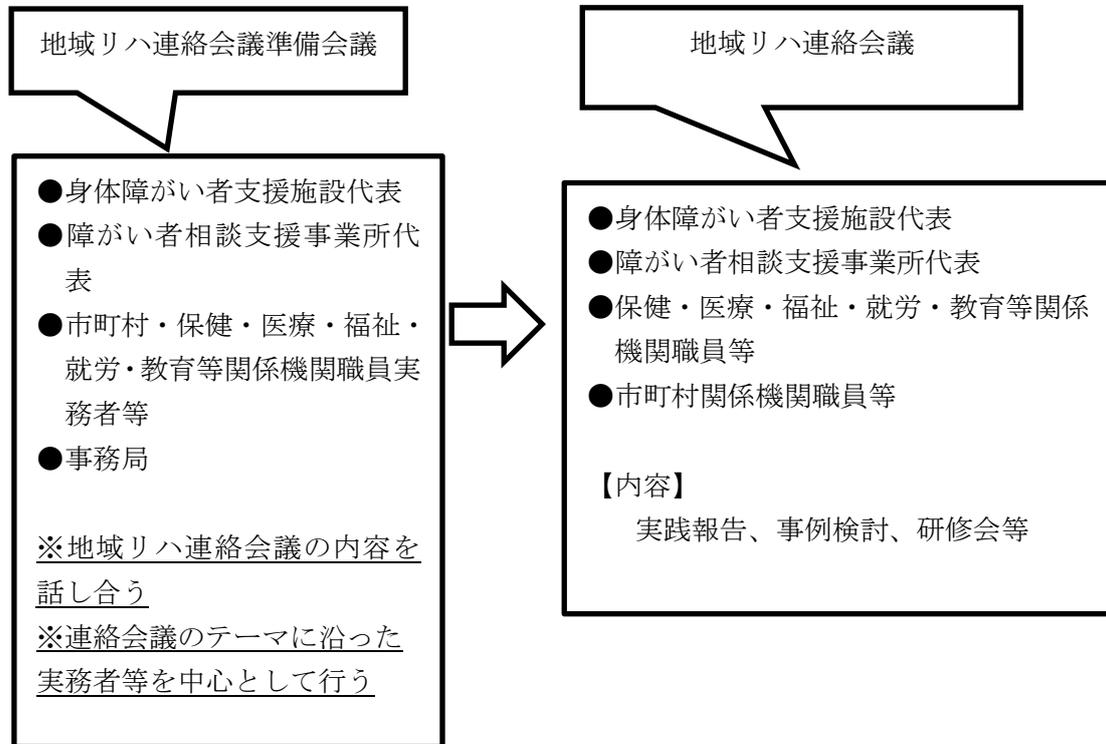
また、準備会については、テーマに沿った関係機関の実務者等を中心として開催する。

(事務の掌理)

本会議の事務の掌理は、大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課が行う。

③-2. 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議の構成について

令和6年度 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議



④ 令和6年度大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議のための準備会呼びかけ先及び連絡会議周知先

④-1. 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議のための準備会呼びかけ先

大阪府障がい者自立相談支援センター所長（会長）
大阪府藤井寺保健所
枚方ソーシャルワーク研究会
一般社団法人 大阪府理学療法士会
一般社団法人 大阪府作業療法士会
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪障害者職業センター
障がい者支援施設 わらしべ園
障がい者支援施設 大阪府立障がい者自立センター
大阪府立箕面支援学校
特定非営利活動法人 パーソナルサポートひらかた
社会福祉法人 河内長野市社会福祉協議会 河内長野市立障がい者福祉センター あかみね
東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課
岬町しあわせ創造部地域支援課
大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課 地域生活推進グループ

④-2. 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議周知先の機関・施設

353 施設・機関 に案内 (令和7年3月現在)

⑤ 連絡会議準備会議

書面会議にて実施。「障がい者の就業の実態」をテーマとして連絡会議を実施する方向で決定（呼びかけ先 14 名）

⑥ 連絡会議

YouTube によるオンデマンド研修により実施した。

配 信 期 間	令和7年2月19日（水）～令和7年3月9日（日）
内 容	講義①「障がい者の就労支援について」 講義②「安定就労に向けた取り組み」
視 聴 者	講義① 130 名 講義② 122 名

## **2. 支援学校進路指導連絡会**

支援学校高等部卒後対策について、支援学校進路指導連絡会に出席した。支援学校に情報提供として、新高3年生分の当課の資料を送付した。

## **3. 身体障がい者補助犬貸与事業**

大阪府障がい福祉室自立支援課で実施している上記事業について、補助犬貸与申請者への実地調査の際に職員（ケースワーカー、作業療法士）を派遣した。

令和6年度 身体障がい者補助犬貸与申請者 5人

#### IV. 近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会

##### 近畿ブロック身体障がい者更生相談所所長・職員合同研修会及び職員研究協議会

平成 14 年度より「近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会」の会長として大阪府の所長が選任されたことに伴い、協議会事務局業務を行っている。

協議会の開催状況は、以下のとおりである。

#### (1) 令和 6 年度 近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会活動報告 事業実績

事業名	令和 6 年度近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会		
開催日時	令和 6 年 10 月 11 日 (金)		
会場	オンライン会議	所在地	大阪府主担
参加人員	17 名		
参加者の内訳	近畿ブロック身体障害者更生相談所 所長 他		
実施内容	≪議題≫ (1) 令和 5 年度事業報告及び収支決算報告 (2) 令和 6 年度事業計画 (案) 及び収支予算 (案) (3) 令和 6 年度近畿ブロック身体障害者更生相談所長・職員合同研修会／職員研究協議会について (4) 協議議題 議題 1 題		
備考			

#### (2) 令和 6 年度近畿ブロック身体障がい者更生相談所 所長・職員合同研修会及び職員研究協議会

事業名	令和 6 年度近畿ブロック身体障害者更生相談所職員研究協議会		
開催日時	令和 7 年 1 月 24 日 (金)		
会場	オンライン会議	所在地	三重県主担
参加人員	54 名		
参加者の内訳	近畿ブロック身体障害者更生相談所 所長及び職員		
実施内容	≪職員研究協議会≫ 協議事項 議題 13 題		
備考			

## V. 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

※高次脳機能障がい支援普及事業は平成 18 年から開始。平成 25 年 4 月には、高次脳機能障がいの 4 つの中核症状だけでなく、それに併存する症状への支援も行うことを明確にするために現在の名称に変更された。

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県実施分）に位置づけられる事業であり、以下の事業を行う。

- ① 高次脳機能障がい支援拠点機関を指定する。大阪府では障がい者医療・リハビリテーションセンターが拠点機関であり、高次脳機能障がい支援コーディネーターを配置する。
- ② 高次脳機能障がいの正しい理解を促進するために研修、パンフレット配布等の広報を行う。
- ③ 福祉支援者等に対し、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を行い、資質の向上を図る

### 1. 大阪府高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会

#### 第 1 回

日時：令和 6 年 9 月 18 日（水）14:00～16:00

場所：大阪府立障がい者自立センター大会議室

内容：議題 1 地域支援ネットワークの再構築について

- 2（府民向け・支援者向け）高次脳機能障がいの普及啓発の方向性について
- 3 高次脳機能障がい児支援の方向性について
- 4 その他

#### 第 2 回

日時：令和 7 年 3 月 27 日（木）

場所：大阪府立障がい者自立センター大会議室

内容：議題 1 地域支援ネットワークの再構築について

- 2（府民向け・支援者向け）  
高次脳機能障がいの理解促進に向けた普及啓発について
- 3 高次脳機能障がい児支援について
- 4 その他

### 2. 高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業

主旨：既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がいのある方が、安全に運転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師による診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを行う。

事業参加者：73 名（平成 26 年 9 月～令和 7 年 3 月 31 日）

### 3. 相談支援状況総数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

大阪府障がい者自立相談支援センターで受けた相談実件数の総数は、332件であった。

#### （1）相談者別

本人	家族	医療機関	市町村	支援者	その他
77	121	44	6	66	18

#### （2）利用者数（男女別）

男性	女性	不明
223	76	33

#### （3）年齢別

10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
16	12	19	45	73	47	31	89

#### （4）病名別

脳血管障がい	外傷性脳損傷	脳腫瘍	低酸素脳症	脳炎	その他	不明
133	106	6	5	6	22	54

#### （5）現況

在宅	入院中	施設等	不明
213	71	196	292

#### （6）相談者居住地

大阪市内	堺市	大阪市・堺市を除く 大阪府内	他府県、 その他	不明
90	13	140	26	63

#### （7）発症から相談までの期間

発症～1 ヶ月未 満	1～ 3ヶ月 未満	3～ 6ヶ月 未満	6～12 ヶ月未 満	1～ 3年 未満	3～ 5年 未満	5～ 7年 未満	7～ 10年 未満	10年 以上	不明
6	20	22	23	37	4	10	6	12	192

#### 4. 大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業研修会実施状況

	研修名	日時	方法	対象	参加者
1	市町村 担当者研修	令和6年7月18日（木）～ 令和6年8月8日（木）	Web	市区町村職員	28名
2	支援者養成研修 【基礎編】	【1回目】 (講義) 令和6年7月2日(火) ～7月8日(月) (演習) 令和6年7月12日(金) 9:30～16:50 【2回目】 (講義) 令和6年11月18日(月) ～11月25日(月) (演習) 令和6年12月2日(月)・ 9日(月)のいずれか 9:30～16:50	【講義】Web 【演習】対面	・障がい福祉サービス提供事業所の直接支援者 ・相談支援従事者	【1回目】 (講義) 31名 (演習) 30名 【2回目】 (講義) 68名 (演習) 67名
3	支援者養成研修 【実践編】	【1回目】 (講義) 令和6年7月16日(火) ～7月22日(月) (演習) 令和6年12月10日(火) ～12月17日(火) (演習) 令和6年12月23日(月)・ 24日(火)のいずれか 9:30～17:00	【講義】Web 【演習】対面	・障がい福祉サービス提供事業所の直接支援者 ・相談支援従事者	【1回目】 (講義・演習共に)30名 【2回目】 (講義) 67名 (演習) 66名
4	医療機関等 職員研修	令和7年2月9日（日） 10:00～12:15	Web	医療関係機関等職員	50名

#### 5. その他

##### (1) 大阪府高次脳機能障がい普及啓発イベント

「高次脳機能障がいを知ろう！！～脳卒中や事故などのあと、もしかすると！？～」

日時：令和6年6月8日（土）10:00～16:00

場所：イオンモール鶴見緑地 3階サンシャインコート

- 内容：・高次脳機能障がいに関する相談  
 ・啓発リーフレット・うちわ等啓発グッズの配布  
 ・ミニ講座と脳トレ体験  
 ・高次脳機能障がいについてのパネルや事業所作品展示 等

## (2) 高次脳機能障がい支援相談会

自賠責保険の後遺障がい認定や障がい年金、労災保険等に関して、手続きが煩雑な上、当事者や家族だけでは高次脳機能障がいについて適切な等級の認定を得ること等が難しい場合があることから、行政書士や社会保険労務士からの助言を得られる機会を提供する。また、当事者との関わりや家庭内での支援の工夫等についての助言を得られる機会として家族会の方への相談の機会も併せて提供する。

対象：当事者及びその家族、支援者

日時及び参加者数：第1回令和6年6月25日（火） 13:30～16:00 17名  
 第2回令和7年1月28日（火） 13:30～16:00 24名

## (3) コンサルテーション事業

支援に悩んでいる障がい福祉サービス提供事業所を訪問し、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方々とともにに行い、今後も事業所で支援をしていくための方策を検討する。

実施件数：18件（平成30年10月～令和7年3月31日）

## (4) 子どもの高次脳機能障がい 家族講座

小児期発症の高次脳機能障がいは外見からは分かりにくく、周囲の理解を得ることが難しいため、学校生活における勉強や友人関係がうまくいかないといったことがあります。また小児期発症高次脳機能障がいは成人に比べて少ないことから、家族は本人をサポートするための情報が得られにくく、同じ立場の人と出会う機会が少ないため、情報を入手したり、思いや体験を共有したりできる機会を提供する。

日時及び参加者数：令和7年3月11日（火） 10:30～12:30 6名

## (5) 講師派遣

	研修会 ・セミナー名	日 時	講演内容	対 象	参加者
1	ベーシック 研修A	令和6年7月11日（木）	高次脳機能障がいについて	保健所職員等	20名
2	ベーシック 研修B	令和6年7月1日（月）～ 7月31日（月）（オンデ マンド配信）	高次脳機能障がいについて	精神保健福祉 業務従事者等	90名

3	グループホーム 世話人等研修	令和6年12月2日 (月) ～12月20日(金) (オンデマンド配信)	高次脳機能障 がいの症状と対応	グループホー ム世話人等	50名
---	-------------------	--	--------------------	-----------------	-----

#### (6) 大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会への協力

大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会（一般社団法人日本損害保険協会助成事業）の実行委員会にメンバーとして参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して下記講習会を実施した。

日時：令和6年11月23日（日）13:30～16:00

会場：堺市立健康福祉プラザ3階 大研修室

※当日撮影・編集したものを

令和6年12月13日（金）～令和7年1月9日（木） YouTube 限定配信

内容：高次脳機能障がいについて知らなかった人らに身近な問題として知ってもらえるよう、基礎講座、当事者・家族の体験談をおこなった。当事者・家族会の情報提供も冊子にておこなった。広報物のデザインは、専門学生が協力してくれた。

参加者：272名（会場53名、Web219名）

## 知的障がい者支援課

### ○ 業務概要

知的障がい者支援課（大阪府知的障がい者更生相談所）（以下、「知更相」という）は、知的障害者福祉法第12条及び知的障害者更生相談所の設置及び運営について（平成15年3月25日障発第0325002号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき以下の業務を実施した。

- 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- 知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定業務
- 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- 地域生活支援の推進に関する業務
- 知的障がい者もしくは保護者、福祉事務所等への判定書の交付（知的障害者福祉法施行令第1条）

### 1. 相談・判定業務

当課における相談の主なものは以下のとおりである。

項目	内容
療育手帳相談	療育手帳の交付・更新に関する相談
生活相談	日常生活上の悩み、情緒不安定や不適応行動、余暇活動、経済上の問題等に関する相談
進路相談	支援学校高等部、高等学校、専門学校等に在籍する生徒の教育や卒業後の生活、進路に関する相談
就労相談	職業安定所等への紹介を含め、就労に関する相談
発達障がい相談	発達障がいを伴う知的障がい者支援に関する相談
障害者総合支援法に関する相談	市町村における障がい支援区分の判断やサービス支給に関して専門的知見が必要な場合の相談
その他の相談	証明書等発行の他、上記のいずれにも該当しない相談。必要に応じて面接及び医学的、心理学的判定を行う。

### 2. 継続的支援

相談・判定を行ったうえで必要と判断された場合は、個別・継続的な支援を行う。

### 3. 市町村等関係機関への支援

援護の実施者である市町村は、障がい者に対する支援体制の整備に努め、利用者本位のきめ細やかな支援を実施する役割を担っている。当課は知的障害者福祉法に基づき、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言のほか、障害者総合支援法が円滑に実施されるよう市町村に支援を行っている。また、関係機関等に対しても研修等を通じて知的障がい者福祉に関する必要な支援を行っている。

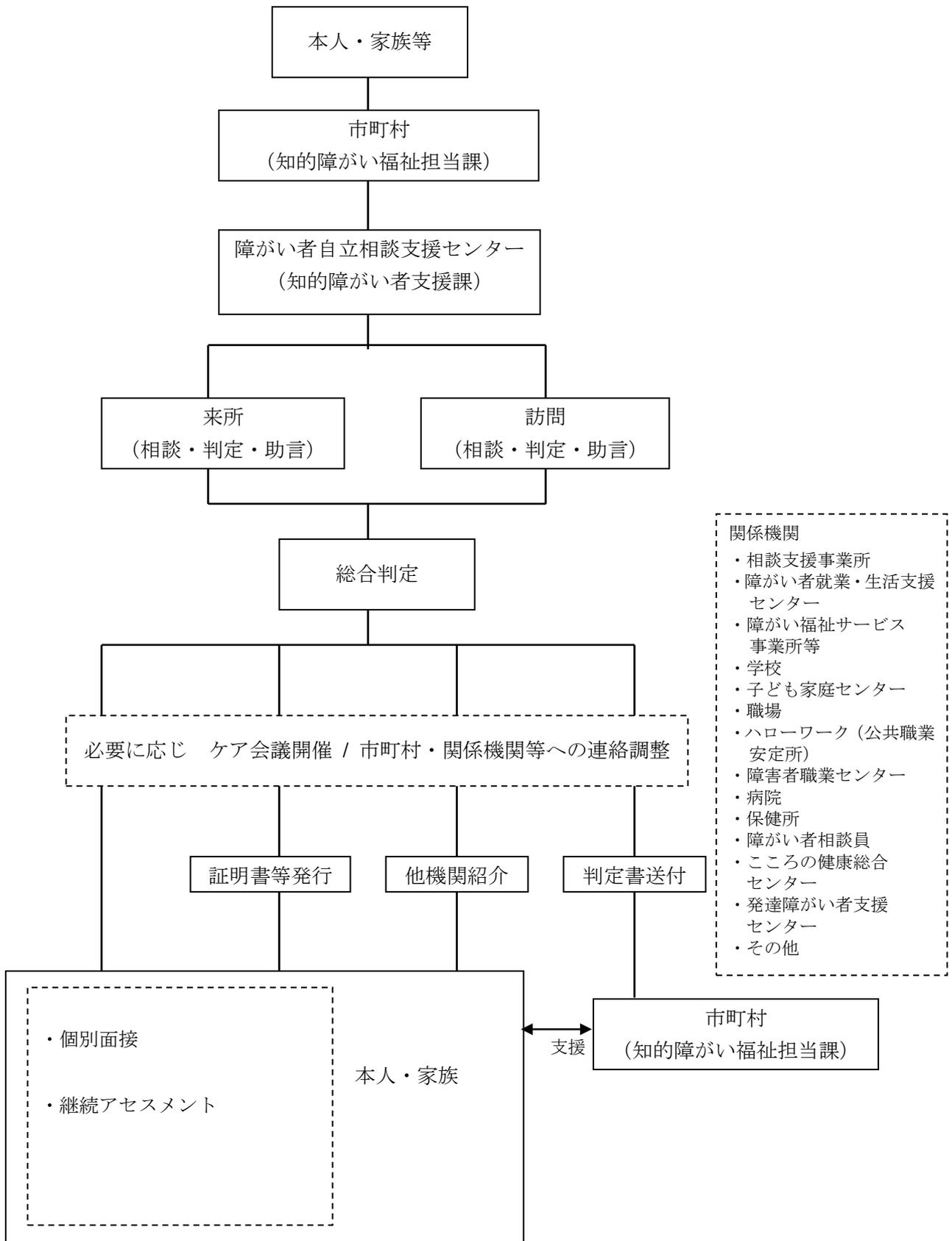
令和6年度の主な支援内容は以下のとおりである。

- 1 本人・家族及び支援者間の情報共有やネットワーク構築を目的としたケア会議等への参加
- 2 市町村知的障がい者福祉担当職員研修の開催
- 3 知的障がい者相談員研修の開催
- 4 専門機関職員研修の開催
- 5 発達障がい研修会（関係機関職員対象）の開催
- 6 関係機関研修への講師派遣
- 7 福祉情報及び福祉関連情報の収集と提供
- 8 障害者総合支援法の円滑な実施のため、必要な助言と大阪府の障がい支援区分認定調査員研修等への協力

### 4. 連絡調整

各地域連絡会等へ参加し、支援ネットワーク構築にむけた関係機関との連絡調整を行っている。

○ 相談・判定業務の流れ



## I. 相談・判定・支援

令和6年度中に行った相談・判定及び指導業務の概要は以下のとおりである。

### 1. 相談の状況

#### (1) 相談内容別対応状況

令和6年度に相談対応した件数は、計9,485件である。そのうち、療育手帳の交付に関する相談は607件、更新に関する相談は6,865件、就労に関する相談は3件、生活相談（ケア会議等の実施を含む）は45件、施設関係の相談（ケア会議や訪問での判定を含む）は33件、証明書の発行等その他の相談は1,932件であった。

知的障がい者の福祉サービスのニーズに応え、権利擁護をすすめて地域生活を支えていくためには、療育手帳相談にすみやかに対応し、関係機関と連携して支援していくことが必要である。相談判定においては来所での判定を基本としているが、来所が困難な方には、自宅、市町村の相談面接室、入所施設、入院先の病院等への訪問にも応じる体制をとっている。

#### (2) 市町村（福祉事務所）別相談内容別受付件数

福祉事務所	生活相談	進路相談	就労相談	手帳交付	手帳更新	その他	総計
豊中市	2	0	0	32	508	0	542
池田市	0	0	0	10	109	0	119
箕面市	0	0	0	13	183	0	196
豊能町	0	0	0	1	16	0	17
能勢町	0	0	0	0	8	0	8
高槻市	2	0	0	26	482	0	510
吹田市	3	0	1	46	454	0	504
茨木市	0	0	0	26	342	0	368
摂津市	1	0	0	9	116	0	126
島本町	0	0	0	0	35	0	35
枚方市	1	0	0	34	481	0	516
寝屋川市	0	0	0	35	325	0	360
守口市	0	0	0	28	191	0	219
門真市	1	0	0	24	202	0	227
大東市	0	0	0	22	149	0	171
四條畷市	0	0	0	6	64	0	70
交野市	0	0	0	4	82	0	86
東大阪市中	0	0	0	16	214	0	230
東大阪市西	2	0	0	38	248	0	288
東大阪市東	0	0	0	28	159	0	187
柏原市	0	0	0	12	75	0	87
八尾市	1	0	0	53	366	0	420

富田林市	0	0	0	15	147	0	162
河内長野市	2	0	0	24	117	0	143
松原市	0	0	0	34	157	0	191
藤井寺市	0	0	0	9	90	0	99
羽曳野市	2	0	0	20	139	0	161
大阪狭山市	0	0	0	8	60	0	68
太子町	0	0	0	1	17	0	18
河南町	0	0	0	2	19	0	21
千早赤阪村	0	0	0	1	2	0	3
泉大津市	0	0	0	7	101	0	108
和泉市	1	0	1	22	245	0	269
高石市	0	0	0	14	54	0	68
岸和田市	1	0	0	37	317	0	355
貝塚市	0	0	0	9	116	0	125
泉佐野市	0	0	0	13	146	0	159
泉南市	0	0	1	19	129	0	149
阪南市	0	0	0	6	66	0	72
忠岡町	0	0	0	1	22	0	23
熊取町	0	0	1	5	49	0	55
田尻町	0	0	0	1	13	0	14
岬町	0	0	0	0	20	0	20
他府県	0	0	0	0	1	0	1
総計	19	0	4	711	6,836	0	7,570

(件数)

\* 「生活相談」はケア会議・継続指導を除く

\* 「その他」は証明書等発行件数を除く

### (3) 年齢別相談内容別受付状況

(内訳)

相談内容	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～歳
生活相談	0	7	4	7	1	0
進路相談	0	0	0	0	0	0
就労相談	1	2	0	1	0	0
手帳交付	52	259	176	93	93	39
手帳更新	482	2,248	1,428	1,242	1,193	243
その他	0	0	0	0	0	0
合計	535	2,516	1,607	1,343	1,287	282

(件数)

## 2. 心理判定の状況

療育手帳の交付・更新、生活相談、進路相談、就労相談などの相談があった知的障がい者に対して実施する心理判定は、目的にあわせて必要な検査や面接を組み合わせ、来談者の知的能力や社会生活能力、行動特性や情緒面等について幅広くアセスメントを行い、相談・助言に役立て、援護の実施者としての市町村の支援にも結びつくようにしている。

### (1) 心理判定件数

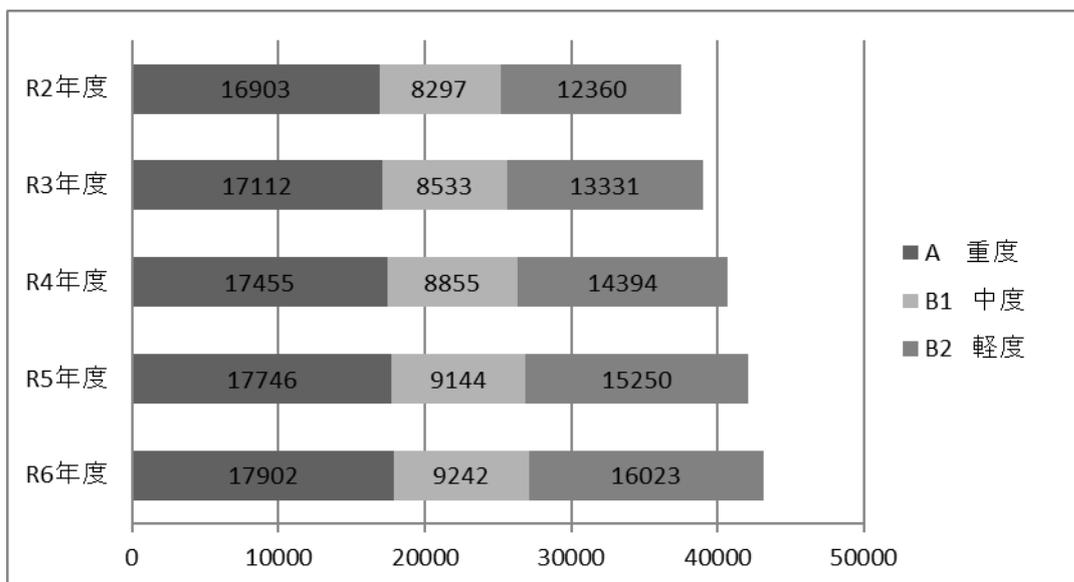
心理判定は、直接面接を行う面接判定と直接面接を行わない書類判定がある。書類判定は、手帳所持者に対しての現況調査に基づく市町村からの判定依頼書をもとに以前の判定結果を利用しての療育手帳の判定を行うものである。令和6年度総判定件数は7,497件で、そのうち面接による判定が1,720件、書類による判定が5,777件であった。

### (2) 療育手帳発行状況

療育手帳は、『大阪府療育手帳に関する規則』に基づき知的障がいのある児童及び18歳以上の知的障がい者の福祉の増進に資するために都道府県が交付するものである。療育手帳の交付については、当センター地域支援課で行っている（P7 参照）。

知的障がい者支援課では18歳以上の対象者の程度判定を行っている。療育手帳の障がい程度判定は、国の通知では、重度（手帳記載はA）、その他（手帳記載はB）の2区分となっているが、大阪府ではその他について中度と軽度の区分を設け、A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の3区分で程度判定をおこなうとともに、福祉サービス利用状況等の現況把握を行い、支援機関等との連携による、より適切な支援の実現に努めている。

## 大阪府における療育手帳所持者数の推移（18歳以上）



(注) 大阪市・堺市を除く。

(注) 各年度、年度末時点（3月31日）の人数

### 3. ケア会議の状況

本人や家族、支援機関関係者からの求めがある場合に、市町村等関係機関の開催するケア会議に参加し、相談・判定をふまえた助言を行っている。

#### (1) 目的

多様な課題やニーズを抱える本人や家族、市町村をはじめとする支援者が、本人の障がい特性等を理解し、本人を取り巻く状況を踏まえて課題解決に向けた支援やサービス提供を実現していくことを目的として、必要な助言を行っている。また、課題解決に必要な地域資源のネットワークの構築を働きかけることも目的の一つとしている。

#### (2) 内容

ケア会議の内容は、日中活動の場や入所施設における支援、福祉サービスにつながりにくい人へのサービス利用支援、虐待や権利侵害事例への支援、触法行為のある人への支援、入所施設からの地域移行支援、学校卒業後の進路相談、発達障がいを重複している人への支援などである。

### 4. いぶきモデル普及事業（令和6年度から）

#### (1) 目的

砂川厚生福祉センターいぶき等がとりまとめた大阪府版強度行動障がい支援モデル（以下、「いぶきモデル」）を普及させていくために、砂川厚生福祉センター等が府内障がい福祉施設等に向け、モデルを活用したコンサルテーションを実施する同事業にオブザーバーとして参画。モデルの活用にあたって行うフォーマルアセスメント（Vineland II、SP 感覚プロファイル等）を、外部の専門家（アドバイザー）からの助言を踏まえて当センターが実施し、見立て等について助言を行う。

#### (2) 内容

令和6年度は、選定された3ケースについて、検査や面接、支援者への聴取等によるアセスメントを実施したうえで、支援検討会議等を3ケースで延べ11回実施した。

### 5. 支援学校高等部生徒の進路相談状況

#### (1) 進路懇談会への出席等

令和6年度は豊能ブロック、三島ブロック、中河内ブロック、泉北ブロック、泉南ブロックの進路懇談会に地区担当のケースワーカーが参加して関係機関との情報共有を行った。支援学校高等部2年生（次年度新3年生）対象に当課の資料を各校へ送付し、知的障がい者支援課の業務や18歳以降の療育手帳の手続きに関して、情報提供した。

#### (2) 支援学校進路指導担当者連絡会議の開催

学校生活から地域生活への移行に対する支援を総合的かつ効果的に行えるように、

担当者連絡会議を開催し、情報共有を行っている。

令和6年度は、8月22日（木）に当センターにて実施した。

## **6. 子ども家庭センターとの連絡会議について**

児童福祉支援から障がい者福祉支援への移行をスムーズに行うために、平成25年度より子ども家庭センターとの連絡会議を開催し、進路相談の活用を含め、両機関の連携について話し合いを行っている。

令和6年度は、10月17日（木）に当センターにて実施した。

## II. 技術的援助・助言、連絡調整

### 1. 市町村等への専門的相談・指導の実施状況

#### (1) 市町村職員実務研修

療育手帳、知的障がい者福祉を担当する市町村職員を対象に療育手帳申請にかかる実務に関する研修や知的障がい者福祉に関する地域での課題を取り上げた研修を実施した。

#### ア. 知的障がい者福祉を担当する新任職員の研修

市町村新任知的障がい者福祉担当者を対象に研修会を実施。午前は講義を行い、午後にはロールプレイ演習、地区別交流会を行った。

実施日	内容	場所	参加者数
令和6年6月4日(火)	講義「相談・判定業務の実際について」 ・知的障がい者支援課の業務について ・心理判定について ・療育手帳の申請手続きについて ・ロールプレイ演習、地区別交流会	大阪急性期・総合医療センター講堂ほか	36名

#### イ. 現任研修（実務研修）

市町村知的障がい者福祉担当者を対象に実務研修会を実施。前半は講義を行い、後半は地区別交流会を行った。

実施日	内容	場所	参加者数
令和6年11月15日(金)	講義「知的障がい者のメンタルヘルスの理解」 地区別交流会	大阪府立障がい者自立センター大会議室	21名

#### (2) 機関研修

府内の知的障がい者福祉関係機関の職員を対象に、知的障がい者への理解を深め、知的障がい者への支援の資質向上と機関相互の連携の推進を目的として、機関研修会を年2回開催した。今回は感染症対策を行った上で、対面研修とした。福祉事務所担当者のほか、福祉施設、教育、労働関係など知的障がい者福祉に携わる専門職員に幅広く参加を呼びかけた。

実施日	内容	場所	参加者数
令和6年8月16日(金)	講義「知的障がい・発達障がいの方の感覚面の理解と支援について～実践編～」	大阪急性期・総合医療センター講堂	83名

令和 7 年 1 月 28 日(火)	講義「知的障がいのある方の支援におけるトラウマインフォームドケアについて」	大阪府立障がい者自立センター 大会議室	71 名
-----------------------	---------------------------------------	------------------------	------

### (3) 知的障がい者相談員研修

地域で活動する知的障がい者相談員が、知的障がい者や家族を支援するために、専門的な相談援助技術について理解を深め、関係機関との連携を図ることを目的として研修を実施した。市町村障がい福祉担当職員についても、一部参加があった。

実施日	内容	場所	参加者数
令和 6 年 7 月 23 日 (火)	講義「知的障がいのある方の 65 歳問題」	大阪府立障がい者自立センター 大会議室	相談員 21 名 市町村職員 3 名

### (4) その他研修への協力

知的障がい者を支援する関係機関等からの要請に基づき、各種研修に講師を派遣した。主な内容は以下のとおりである。

	研修名等	講師・助言者派遣回数等
1	大阪府強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)	8 日 (延べ 25 名)
2	大阪府強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)	4 日 (延べ 5 名)
3	大阪府職員福祉専門職研修	1 日 (1 名)
4	大阪府社会福祉協議会市民後見人養成講座	2 日 (延べ 2 名)
5	大阪府グループホーム世話人等研修	WEB 配信
6	大阪府社会福祉協議会日常生活自立支援事業研修	1 日 (1 名)
7	大阪府障がい支援区分認定調査員研修	WEB 配信
8	大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修	3 日 (延べ 8 名)

## 2. 地域における連絡調整会議等への参画状況

令和 6 年度に参加した連絡調整会議等は以下のとおりである。

開催	会議名	出席 延人数
大東市	知的障がい連絡会 (毎月 1 回)	24 名

### 3. 触法行為のある知的障がい者への支援

#### (1) 触法関係研修

触法行為のある知的障がい者を支援するための課内研修を実施。支援について検討、共有する機会を持った。

実施日	内容	参加者数
令和6年7月18日	司法・福祉両機関の連携会議	2名
令和7年1月23日	砂川厚生福祉センターつばさ ACTプログラム伝達講習	3名
令和7年2月5,6日	砂川厚生福祉センターつばさ 窃盗回避プログラム伝達講習	3名

#### (2) 矯正施設等との連携

必要なサービスを受け、地域で安定した生活を送るために、矯正施設（刑務所・少年院等）入所中ケースの判定を行った。

令和6年度判定	1件（訪問1件）
---------	----------

### 4. 虐待・権利擁護関係

#### (1) 虐待防止、権利擁護にかかる人材育成・普及啓発等

当課における療育手帳に係る相談等において、障がい者虐待等の事案が散見されている。発見機能充実や、組織判断体制及び対応の枠組みを周知すべく、課内研修を毎年実施している。また、大阪府権利擁護センター等、関係機関との協議を行い、連携強化を図った。

#### (2) 市町村、関係機関への支援

市町村や関係機関から、虐待事案等の対応を含むケア会議への参加や助言を求められる機会においては、知的障がい者更生相談所として専門的見地から市町村等への支援を行った。

### 5. 情報提供

府民や関係者等に広く知的障がいに関する理解を深めてもらうことを目的に、知的障がいや知的障がい者支援に関する各種情報収集を行い、さまざまな方法で情報発信を行っている。

## (1) 情報提供

### ア. 「サポートだより」の発行

主として知的障がい者本人や家族を対象として、最近の福祉制度に関する知識や知的障がい者への情報等をわかりやすく伝えるための情報誌「サポートだより」を発行し、来所者への配布および市町村や関係機関での配置を依頼している。

これまで発行した「サポートだより」には福祉に関する重要な情報をコンパクトにわかりやすく記載しており、当センターに来所する府民に対して情報提供や助言を行う際に常時利用しているものである。令和6年度末の時点で配布しているものは下記の表にあるものである。

平成14年度 発行 令和6年6月改訂	第1号 ひとりだちへむけて・・・
平成15年度 発行 令和2年6月改訂	第2号 悪徳商法の被害にあわないために！
平成16年度 発行 令和6年6月改訂	第3号 知的な障がいがある人の就労支援
平成17年度 発行 令和6年5月改訂	第4号 療育手帳を持って遊びに行こう！！
平成17年度 発行 令和2年4月改訂	第5号 地域生活・就労支援
平成18年度 発行 令和元年9月改訂	第6号 障害者総合支援法を上手に利用しよう！！
平成18年度 発行 令和4年10月改訂	第7号 知的障がいのある人の権利を守る
平成20年度 発行 平成30年9月改訂	第8号 サービスを上手に使おう！
平成21年度 発行 平成30年9月改訂	第9号 地域での生活で利用できるサービス
平成24年2月 発行 平成30年9月改訂	第10号 グループホームを知っていますか？
平成25年3月 発行 令和2年4月改訂	第11号 障害者虐待防止法とはどんな法律？

### イ. 「さぼーとだより 発達障がいシリーズ」の配布

発達障がいを伴う知的障がい者の支援のために来所者、各関係機関への配布を積極的に行っている。

### ウ. ホームページによる情報提供

ホームページにより、障がい者福祉に関する様々な情報発信を行っている。また、当センターの利用方法、相談内容、サービス内容、広報の紹介を行い、これまで発行した「サポートだより」も掲載している。

### Ⅲ. 発達障がいを伴う知的障がい者の支援

発達障がいを伴う知的障がい者を対象に、発達障がいの特性に関する相談、アセスメントを行い、本人・家族・関係機関等に対する専門的相談を行った。また、発達障がいについて本人・家族及び関係機関職員の理解を進めるために啓発を行った。

#### 1. 専門的相談

##### (1) 相談の概要

個別相談	他機関助言
1,004 件	36 件

##### (2) ケア会議

発達障がいを伴う知的障がい者の支援に関して、相談・判定を通して必要と考えられる場合や、本人や家族、支援機関関係者からの求めがある場合に、市町村の実施する個別のケア会議に参加し助言を行った。

ケア会議回数
36 回

#### 2. 研修会の開催

##### 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)

障がい福祉サービス従事者等を対象に強度行動障がいの状態を示す方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的として、地域支援課とともに研修を実施した。

開催日	研修名等	講師等 派遣回数
令和6年9月2日 9月9日、9月17日、 9月25日、10月1日、 10月7日、10月17日、 10月18日	強度行動障がい支援者養成研修 (基礎研修) (再掲) 講義：WEB 配信 演習：8日間のうち1日 対象者：障がい福祉サービス事業所等 807名	8日 延 べ 25名

##### 3. 講師派遣等 (再掲)

開催日	研修名等	助言者等 派遣回数
令和6年12月17日、 12月18日、12月19日、 12月20日	強度行動障がい支援者養成研修 (実践研修) (再掲)	4日 延べ5名

